

医療機関での新型コロナウイルス感染症の 検査で陽性となられた方へのご案内

療養者情報の登録について

下記①～④に該当しない方は、専用登録サイトから、ご自身の状況等をご登録ください。

※①～④に該当する方は、保健所又は県新型コロナ入院調整本部から療養に関する連絡がありますので、この専用登録サイトからの登録はしないでください。

- ①65歳以上の方 ②入院を要する方 ③妊婦の方
④重症化リスクがあり、かつ、新型コロナ治療薬や酸素投与が必要と医師が判断する方

上記①～④に該当しない方は、皆様の療養状況の把握のため、ぜひ、ご登録ください。

◆右の2次元バーコードからアクセスしてください。

電話でも受け付けています。電話 088-603-1281

ご登録いただくと、健康観察や生活物資の支援も受けられます。

登録にはPCR検査や抗原検査の結果が陽性と分かる書類等が必要です。

※症状悪化時等の急を要する場合の緊急的な相談窓口は裏面をご覧ください。



療養期間の考え方

0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	
例 9/1	9/2	9/3	9/4	9/5	9/6	9/7	9/8	9/9	
【有症状】 発症日 (症状が出た日)	7日間						症状軽快後 24時間 経過	解除	
【無症状】 検体採取日 (検査した日)	5日間				検査	解除 ※5日に検査キットで陰性が 確認できれば6日目で解除可能			
	7日間							解除	

※療養期間中の外出については、症状軽快から24時間経過後又は無症状の場合において、「短時間」・「移動時に公共交通機関を使わない」・「マスクの着用」など自主的な感染予防対策を徹底することを前提に、食料品の買い出しなどの必要最小限の外出を行うことができます。

10日間(無症状の場合は7日間)が経過するまでは、感染リスクが残っています。

ご自身の健康状態の確認、高齢者等ハイリスク者との接触、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けたり、マスクを着用するなど、自主的な感染予防行動の徹底にご協力をお願いします。

自宅療養中に息苦しさが増すなど、症状が悪化し緊急を要する場合は、かかりつけ医 又は 次の連絡先までご連絡ください。

平日・休日(24 時間対応)

	連絡先
とくしま健康フォローアップセンター	電話:0570-783-880 ファクシミリ:0570-063-123 E-mail:tokushima@tokufollowup.com

平日(8 時30分から17時15分)

保健所名	電話番号	管轄区域など
徳島保健所	088-602-8950	徳島市, 鳴門市, 小松島市, 勝浦町, 上勝町, 佐那河内村, 石井町, 神山町, 松茂町, 北島町, 藍住町, 板野町, 上板町
吉野川保健所	0883-36-9018	吉野川市, 阿波市
阿南保健所	0884-28-9874	阿南市, 那賀町
美波保健所	0884-74-7373	牟岐町, 美波町, 海陽町
美馬保健所	0883-52-1016	美馬市, つるぎ町
三好保健所	0883-72-1123	三好市, 東みよし町

新型コロナウイルス感染症に関する各種ご案内(2次元バーコード)

【相談窓口(FAQ)】



【自宅療養される方へ】



【療養終了後の生活について】

